

陸運・海運業者等協同荷主開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟港又は直江津港（以下、「県内港」という。）の利用拡大を推進するため、新たに荷主開拓する陸運・海運業者等の協同した取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、貨物の輸送を実施する陸運・海運業者等とし、貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者又は海上運送事業者）及び貨物運送事業者と協同して荷主開拓に取り組む商社とする。ただし、貨物運送事業者については単独又は複数での者とし、商社については協同して荷主開拓に取り組む貨物運送事業者との連名の者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、新たに荷主を開拓することにより、県外他港を利用したコンテナ貨物（小口混載貨物を除く。）を県内港にシフトするなどして、県内港から一定量以上輸出若しくは輸入させるもの（県内港を利用し、国内の他の港湾で積換えて輸出入されるものを含む。）又は移出若しくは移入させるもので、次の各号を全て満たすものとする。ただし、県内港利用の継続性が認められない一過性の事業、補助要件の達成が著しく困難であると認められる事業及び国内の他の港湾（国際戦略港湾を除く）における補助を受けている場合については、補助の対象外とする。

(1) 開拓する一の荷主が、次のいずれかに該当すること。

ア 新規で県内港定期コンテナ航路の利用を開始し、補助対象期間中の輸出入又は移出入コンテナ貨物の総取扱量が、25TEU以上となるもの。

イ 県内港を利用して新たな国（港）との輸出入を開始し、補助対象期間中において、その国（港）との総輸出入量が過去1年の県内港利用実績と比べて25TEU以上かつ2割以上増加するもの。

(2) 輸出入又は移出入実績が誘致保証量（最低保証量）以上であること。

(3) 希望助成単価が次の金額以下であること。

ア (1)アの場合において、総取扱量が25TEU以上である場合、輸出は0.5万円、輸入は0.25万円、移出は0.25万円、移入は0.125万円

イ (1)アの場合において、総取扱量が100TEU以上である場合、輸出は1万円、輸入0.5万円、移出は0.5万円、移入は0.25万円

ウ (1)イの場合において、増加量が25TEU以上かつ2割以上増加する場合、輸出は0.5万円、輸入は0.25万円

エ (1)イの場合において、増加量が100TEU以上かつ2割以上増加する場合、輸出は1万円、輸入は0.5万円

(4) 本要綱の当該年度の4月1日以降に事業を開始するものであること。

- 2 前項第2号で規定する「輸出入又は移出入実績」とは、本条第1項第1号で規定する補助対象期間中に県内港を利用して新規で輸出入若しくは移出入する量又は新たな国（港）と輸出若しくは輸入する量（以下、「輸出入又は移出入量」という。）における実績をいう。
- 3 本条第1項第2号で規定する「誘致保証量（最低保証量）」とは、補助対象者が最低限保証する輸出入又は移出入量をいう。
- 4 本条第1項第3号で規定する「希望助成単価」とは、補助対象者が輸出入又は移出入量を確保するのに必要とする1TEU当たりの助成単価をいう。
- 5 補助対象事業における荷主開拓が複数に及ぶ場合は、開拓（予定）荷主ごとに対象とする。

（交付基準等）

- 第4条 前条の規定により補助対象期間中に県内港から輸出入又は移出入されるコンテナ貨物について、輸出入又は移出入実績に希望助成単価を乗じた金額を交付する。ただし、1提案当たりを上限を、輸出の場合は700万円、輸入の場合は350万円、移出の場合は350万円、移入の場合は175万円とする。
- 2 複数の事業者から第8条で規定する事業計画書が提出された場合、知事は予算の範囲内において施策効果が高い案件から補助対象者を選定し、前項の交付金額の調整をすることができる。（オークション方式）

（補助対象期間）

- 第5条 補助対象期間は、県内港を利用して新規で輸出入若しくは移出入を開始した日又は新たな国（港）との輸出若しくは輸入を開始した日から1年を経過する日までとする。

（事業年度）

- 第6条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、第9条で規定する交付申請書及び第16条で規定する実績報告書の提出は事業年度ごとに行わなければならない。

（交付の条件）

- 第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- （1）事業の内容の変更（補助対象期間中における誘致見込量の減少が2割未満となる変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（事業計画書）

- 第8条 補助を受けようとする者は、別記第1号様式に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- （1）事業計画内訳書

(2) 補助対象期間の前1年間における開拓(予定)荷主の県内港における輸出入又は移出入実績が確認できる書類(船荷証券等)の写し(※この時点で提出することができない場合は、第16条で規定する実績報告書に添えて提出すること。)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定により提出された書類に関して、提出事業者又は開拓(予定)荷主等に対して調査・ヒアリングすることができる。

3 知事は、本条第1項で規定する書類が提出された場合、審査のうえ、予算の範囲内において施策効果の高い案件から順位付けし、提出事業者の結果を通知するものとする。

(交付申請書)

第9条 前条第3項の規定により本事業に関する採択の決定通知を受けた事業者は、別記第2号様式を、知事が指定する日までに提出しなければならない。

(変更承認申請書)

第10条 第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式により変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認)

第11条 第7条第1項第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式により知事に届出なければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第7条第1項第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、第12条の規定により事業の中止の届けがあった場合又は次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助期間中に第3条第1項で規定する補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 第16条第2項で規定する期限までに実績報告書の提出がなかった場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 不正行為があると認められた場合

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実績報告書)

第 15 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は別記第 5 号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 実績報告内訳明細書

(2) 補助対象期間中における開拓荷主の県内港における輸出入又は移出入実績が確認できる書類（船荷証券等）の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出の時期は、事業年度ごとに、補助期間終了後 1 ヶ月以内か、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の 4 月 20 日までのいずれか早い日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

（補助金の支払い）

第 16 条 補助金は事業年度ごとに行う規則第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。

（書類の提出部数）

第 17 条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。